

令和3年度 第2回美郷町教育委員会議事録

日 時 令和3年5月20日(木)
13時25分～15時00分
場 所 役場本庁舎3F 入札室

<出席者> 阿川教育長、難波委員、大草委員、兒島委員、梅原委員
漆谷教育課長、吾郷課長補佐

<欠席者> なし

<議 題> 1、美郷町立小中学校管理規則の一部改正について 【承認】
2、美郷町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について 【承認】
3、美郷町立邑智小学校スクールバス管理規則の一部改正について 【承認】
4、美郷町部活動検討委員会設置要綱の制定について 【承認】

教育課長 それではご案内の時間より少し早いですが、第2回的美郷町教育委員会をはじめさせていただきます。では教育長からご挨拶をお願いします。

教育長 みなさんこんにちは。ゴールデンウィークが終わりまして、5月の五月晴れ的なものを飛ばされたみたいで、梅雨に入ってしまった。なんか雰囲気は6月のような感じがしますが、今夜からは大雨ということで長い梅雨になるのかなと思うんですけど、洪水や土砂災害とかですね、ないことを祈るしかないかなあと思っています。

コロナのことですね、今日のまわっていた文書を別につけておりますけれど、高校総体や中学校の総体、3年生もまた先の大会がどうなるか非常に心配しているところですけども、やらせてやりたいんだけど、とにかくその変異株というのには気をつけて感染予防を徹底しないというような文書が出ておまして、中学校の方へ部活動の練習試合とか遠征とかありましたけど、今ちょっと自粛してじっとしているところなんです。

それでは今日の会議の方は、会議録署名委員さんは難波委員さんと大草委員さんよろしくお願ひいたします。会期の決定ですが今日1日でよろしいでしょうか。第1回の会議録いかがでしたでしょうか？

難波委員 4ページ。上から12行目の「中学校も変わっていかかなければ」の「なか」がいらぬんじゃないかと。あと2ページの教育長さんのお話のところ、「次の」これ何かなと思って。

教育課長 確認します。ありがとうございます。

兒島委員 4ページ、課長のところの分でPTA会長の邑智地区の評価委員のところ、私のところが小学校からじゃなくて中学校からのPTA会長というところで、そこだけ訂正を。

教育長 他はよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは私の方からは諸報告ということですが、紙は用意しているつもりです。データとしてタブレットの方にも入れられるものは入れておりますので、皆さんも少

しずつ慣れていただきたいなあと。

「はじめに」のところですけども、この間校長会がありましてやっぱりこの春に大阪では校長や教頭先生達を送別会懇親会を大人数でやっていたみたいで、それが取り上げられていました。なかなか人数を少なくしても管理職が率先して飲めないなというような話を聞きました。

それから修学旅行、行事の方では載せておりますが、昨日と一昨日ですけど出雲から松江、ほとんどのところが修学旅行生がいなくて大和の子だけだといったようでスムーズに行動できてよかったというところでした。堀川遊覧、大社での買い物も無事に終わってよかったです。

中学校はこのままでいきますと県内旅行にせざるをえないなあというところで9月、県内どこの中学校もそうですけども、9月10月あたりを期待しているところがございます。

教員免許の更新制度が見直しが始まりそうです。私もそうでしたけれども、負担が大きくて、お金は2万ぐらいかかるんですかね、もう少し楽にならないかなと思っています。どうやら働き方改革ということで、これから少し見直しにかかるようです。

バスケットリングが落ちて女子中学生が顔をケガした程度でしたが、それからそのあと続けて大阪でしたけど、防球ネットの支柱が倒れて子どもが亡くなった、すごい痛ましい事故でした。なぜ死なないといけないのかなあと、木の支柱でしたけれども、学校の教育に限らないんですけど、まさかということで…

それから中原芳煙さんの伝記マンガを作成の打合せをこの間行いまして、今年度中に完成で、春にはマンガを皆さんのお手元に届けることができるのではと思っております。マンガ家は米子にお住いの若手の方でしたけども、B&G財団の補助を受けてのマンガ製作でございます。「はじめに」のところ以上のことを申しました。

2番目に「市町村教育長会議・学力育成会議・人事関係説明会」。課長と松江の方に出かけて、資料はタププリ貰って帰りましたが、特に例年と変わりはないんですが、学級の人数が一時増えました。38人くらいにですね、国の方針もあって35人のところで小学校は落ち着いていくようです。本町にはあまり影響はないんですけども、またあとゆっくりとご覧ください。ただ一つ今までと変わるところが、県の高校ですけども、来年度からタブレットを買ってもらおうと。7万・・・

吾郷課長補佐 7万5千円くらいですけど。補助が3分の1あるのではないかと。

梅原委員 4万5千円くらいですか。

教育長 借りるという手もあるでしょうし、奨学金という手もあるようでして。せっかく本町でも中学3年生まで使っていて高校で使わないという手はないなと思ひまして。来年度からです。そこが今までとちょっと違うところです。

それから芳煙マンガのデータで、あまりこれ読むとよくわからないでしょうし、つまらないと思います。芳煙さんの「これだよ」というものもあるんですけど、あえてお見せしません。また変わるかもしれないなあ。

梅原委員 上手に作ってるんですね。

教育長 作家さんは出雲の人で。旅ログというんですか、なんかそういうことをする人で。

難波委員 だいたい何冊くらいになるんですか。

教育長 何冊かという話はでなかったかな。300万円補助があります。

難波委員 図書館には置かれますよね。

教育長 もちろんです。

梅原委員 300万以上なんですか。公民館とかに置くんでしょうね。

教育長 一番は子どもたちが読むというので、小学校の図書館に何十冊か。

難波委員 教育長すみません。コロナの会食で「違反」と書いてあるんですけど、「違反」という表現なんですか？

教育長 当時「9人以上」で違反だったか。

難波委員 いけないのはいけないんだけども。

兒島委員 表現はちょっとあれなんですけどね。どうなんだろう。

難波委員 警察じゃないけど。

教育長 でもこの人たちは処分されるんですよ。

兒島委員 法的な何か

教育長 「懲戒処分」です。

兒島委員 まあそうですよね。

難波委員 犯罪者な表現が。まあしてはいけないことはわかっているんですけど。

教育長 新聞をそのまま載せたと思ってそこまで深く考えていなかったですね。懲戒処分される？うーん。

難波委員 処分ぐらいなんですかね。

兒島委員 でもなんかそうみたいですね。「違反」の表現の隣、法律の方でやっているような。

難波委員 公務員がやっても違反になるんですか。よその社長さんがやっているんだから。

大草委員 やはり違反になるんじゃないですか。

兒島委員 表現がちょっとね。

難波委員 ごめんなさい。話がそれました。

教育長 もうちょっとこれ調べてみます。

難波委員 いろんな見解があろうと思いますので。

教育課長 学校の事故の写真、とりあえずこれを印刷してきました。

教育長 ネットで見られた方が早いかもしれませんが。あと文科省の方からも指示もあったと思うんですけど、確認は学校でもらいましたけど、やっぱり専門でないと本当に詳しくはわからない。叩いてみるとか引っ張ってみることしかできないんですけど。

難波委員 前にサッカーのゴールが倒れるからといって杭を打ちました。

教育長 サッカーゴールの。忘れたところに子どもがぶらさがるんですよ。口羽でリングが落ちたのは何年前でしたか、けがはなかった。

では3番目「子ども福祉グランドデザインモデル事業」。これ前にも話をしたかもしれませんが。美郷町がスクールソーシャルワーカーとかカウンセラーとか、いろいろな関係団体と上手くやっているので、美郷町でこのモデル事業を受けて、2年間にわたって研究を進めていくということです。特に兒島委員さん、福祉との連携という言葉が非常にクローズアップされていますけど。

兒島委員 何年か前ですかね、中学校教育の中で福祉の科目を入れないといけないとかがなかったでしょうか、私もよくわからないですけど。その時に町の福祉課であったりとか社協と連携してやるようにと言う話を県社協の方からいただいたことがありましたね。ちょっと具体的なことはどう進んでいっているのかわかっていないんですけど。

教育長 あの学校と上手くやっているところもあれば、なかなか学校に入らない、学校外に出ないというか、上手く連携しないところがまだまだたくさんあると思います。この美郷モデル的なものをどんどん広げていって、学校の中に社会福祉士が入っていただいて研修したり、何かあってからではなくその前の段階から学校と関わりを持ちながらやっていく。まだ手探りなところはあるんですけども。

難波委員 美郷はもうこれ普通にやっているんですけど。

教育長 普通なんですよ、何の抵抗もなく。確かに。まだ県はスムーズになっていないのかも。ですからしっかりと発信はできると思います。自信をもってこの事業を進めていけると思います。

4番目「学校避難確保計画」というのを今年度まだ作成中なんですけど、こういう季節になりまして、大和小・中は学校に留まる、邑智小・中はみさと館に避難ということをお委員の皆さんもお知りおきいただいて。ただ洪水だから学校は授業の途中で避難することはありえなくて、その前の段階で臨時休業というのが普通だと思います。よほど緊急の場合があればですけど。

難波委員 どっちかといえば避難場所でしょう。

教育長 はい、逆に言えば。

教育課長 邑智小・中はみさと館へですか？

兒島委員 中学校は水害になればそのままですよ。

教育長 邑智小は法面があるのでみさと館へ。邑智中もその奥なので。

兒島委員 なるほど、土砂災害で。でもそこが崩れるとここもどうなるかと。

教育課長 そうしたらそこは避難所にできないという話になります。

教育長 洪水の場合は避難所となり、土砂災害の場合はちょっと。

教育課長 みさと館は福祉避難所になるので、基本的に高齢者はみさと館に来てくださいということになります。そこに子どもが来ると、ここがいっぱいになるかもしれません。

教育長 なんかありえないことを無理やり作っている感はありますが、邑智中の生徒がみさと館に避難するということは絶対ないと思いますね。一応。子どもたちがこういう避難はない。

最後5番目、「学校運営協議会」といういわゆる「コミュニティ・スクール」っていうんですけど、これについては具体的には、また皆さんの方へは説明をさせていただいて、一部さらっと見られました？これをゆっくりと説明をいつかささせていただきますと思います。今までは文科省の努力義務だったんです。ところがあまりにもこれが広がらないので、どうやら来年度には設置義務化の方向でいくようです。本町も4つの学校にコミュニティ・スクールを設置すると。じゃあ、コミュニティ・スクールってなんだということで、地域の方にも説明をしないとイケないんですけど、少し時間を掛けながらと思っております。皆さんに配布した資料もまだ充分完成したものではありませんけども、皆さんに少しでも関心を持ってもらいたいと思います。

難波委員 「運営協議会」とはまた別？

教育長 もう少し学校の中に入らせていただきながら、関心を少ししたためてもらいながら、現状もそうですけど未来の学校のことも、いろいろな子どもの人数などもろもろのいろんなことを考えていただく機会になるだろうなど。

地域との連携といいますか、いろんなふるさと学習とかいろんな連携は充分できているので、いまさらこのコミュニティ・スクール、学校運営協議会を作ったからど

う
だという訳ではないと思うんです。学校の将来像、どんな子供たちを育てたいかということについて一緒になって考える、そういう会を作りなさいということでございます。あまり堅苦しくない会をつくらうかなと思っております。説明不足ですけどこれから1年以上かけて地域の皆さんに説明をしていきたいと思っております。

以上でございます。議事の方に入らせていただきます。4つの議題があります。では1番目「美郷町立小中学校管理規則の一部改正について」お願いします。

教育課長 これらの資料は「教育長諸報告」の隣のフォルダで「議案資料」というフォルダの中に入っております。ペーパーでも準備をしております。一番左側のフォルダの「美郷町立小中学校管理規則の一部改正」で、準備しております資料は4種類です。滝野の方からご説明いたします。

滝野主任主事 それでは説明させていただきます。2枚目に新旧対象表が、4枚目に現行の規則も一緒にありますのでそちらも併せてごらんいただきたく思います。

まず第2条について説明させていただきます。第2条第2項についてですが、第3条にて夏季休業日は「7月21日から8月31日まで」と規定されておりますが、学

習指導要領の改訂にともなう授業時数の増加により、2学期が8月31日より早く始まっております。現行ですと2学期が始まっても1学期の期間に該当するため変更する必要があります。したがって第2条第2項の第1学期は「4月1日から7月31日まで」に、第2学期は「8月1日から12月31日まで」に変更します。

続いて第3条第4項についてです。第3条第1項に授業を行わない日が規定されております。現行の第3条第4項では「学年始休業日」が対象となっておらず、「学年始休業日」についてもその対象とする必要があるため、変更いたします。

教育課長 現行の規則を資料として付けておりますので、今の第3条第4項については何のことかというのはこちらを見ていただかないとわかりにくいかなと思います。第3条の第1項、1号から6号までカッコ書きになっている部分がありますが、その3号から6号が本来はその対象になっていなければならないのに、4号から6号となっているので、3号からに改正するということです。

(3)の「学年始休業日」(4)の「夏季休業日」(5)の「冬期休業日」(6)「学年末休業日」、この4つの項目が対象になっていないといけないのに、表現上が第4号からなので、(3)からに改正をするという意味でございませぬ。両方を見ていただかないとわからないので。

実は前に手入れがしてあるんですが、前回の改正の時にこの号数のところがずれのまま残っていたということがありましたので、これを改正させていただくこととなります。

滝野主任主事 続いて第7条第1項についてです。平成20年に一部改正した際に、様式第8号の2を削りましたが、後続の号の後ろの数字を繰り上げておりませんでしたので、この度様式第8号の2及び3を繰り上げます。

続いて第7条第1項の様式第8号の3についてです。「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編及び教職員定数の標準に関する法律」等の一部改正により「通級による指導」の届出に必要な記載事項が変更となったため様式を一部変更いたします。紙の4枚目に現行と改正後の様式を載せております。以上で説明を終わります。

教育課長 これは平成20年に様式第8号の2そのものが削られておりました。その時にその次の様式を「8号の2」に繰り上げないといけなかったのに、それをしないままだったので、現行のものが「8号の2」が抜けた状態です。8号の次に「8号の3」がきているので、この度繰り上げさせていただくことが1点と、もうひとつはそれに該当するものの様式の内容の改正があったので、繰り上げたうえでさらにその内容を改正させていただくことです。

平成20年の改正と平成25年の改正で、先程滝野から説明頂いた学期の区分について教育委員会にかけさせていただいたんですが、実は教育委員会で承認をいただいたのちに、それを例規に反映させることを漏らしておりました。例規は改正しないままの状態が続いておりました。それにこの度気が付きましたので、いろいろと食い違ってきたものをこの度一括改正させていただくことになりました。込み入った説明になってしまいまして、申し訳ありません。

教育長 第1号議案承認していただけますでしょうか。(委員一同承認)ありがとうございました。では第2号「美郷町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」をお願いします。

吾郷課長補佐 続きます「美郷町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」

て」説明させていただきます。こちらの事務委任規則の現在のものを見ていただきますと、まず第1条に「美郷町教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する」とあります。例えば「学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること」や「学校、公民館及び集会所の設置及び廃止を決定すること」などここに挙がっている15項目につきましては、この教育委員会につきまして、協議を行って決定するという事になっているのですが、そのうち、この第1条第3号、9号、13号、こちらの予算に関係することなのですが、こちらのことはこの規則に則っていけば教育委員会が開催される毎にそれぞれ協議していただくこととなります。予算に関することにつきましては予算執行の迅速化のために、教育長に事務委任させていただきまして、規則からは第3号、第9号、第13号を削除させていただくというのが提案でございます。

教育課長

この事務委任規則につきましては、実際のところ50万円を超える教育財産の取得及び工事、契約というのは数量としてはかなりありますので、1回1回教育委員会に掛けさせていただきますと、かなり事務的に滞りが生じるということがございまして、このところは教育長に委任を頂ければと考えております。

他の市町の教育委員会で教育長に対する事務委任規則をいろいろと見てみましたら、金額を挙げてこれ以上のものについてはというような項目が定められている市町はあまりありませんで、あっても100万円以上とかいうところが飯南、川本ぐらいだったでしょうか。あとはもう金額を示した条項はございませんでした。事務のスムーズな執行というところを考えさせていただきまして、ここを削らせていただきたいということでございます。よろしく申し上げます。

教育長

よろしいでしょうか。(委員一同承認)では承認を頂いたということで。続きまして第3号「美郷町立邑智小学校スクールバス管理運行規則の一部改正について」申し上げます。

吾郷課長補佐

次の「美郷町立邑智小学校スクールバス管理運行規則の一部改正について」説明させていただきます。邑智小学校のスクールバスですが、平成16年4月に旧邑智町立の6校の小学校が一つになった時に、スクールバスを走らせるということで、そこからの運用でございます。三江線が廃止となって代替バス等が公共交通として別の部署が管轄しております。教育委員会としては邑智小学校スクールバスだけを管理運行を行っております。こちらのスクールバスなんですけど、現状の例規の方を見ていただきますと、第3条には「通学のための運行経路を、次のとおりとする」と4路線書いてありますし、第4条にはそれぞれの地区のバスを利用できる停留所が記載されておりますが、実際運用していきますとやっぱり児童が生活しておられる地区とか、あと道路事情とか、なかなかこのとおりには不可能でございます。定住住宅とか結構ありますので、今後運行経路と停留所につきましては、こちらの案に載せておりますけれど、通学する児童の居住地の状況や道路事情等を考慮しまして、その年の状況に合わせて適切に運行経路及び停留所を設定することとするために、規則改正をさせていただこうと思います。

規則といたしましては、第3条第1項中の「通学のための運行区間は、次のとおりとする。」とありますけれども、こちらを「スクールバスの運行区間及び利用者が乗降できる停留所は、児童の居住地の状況、道路事情等を考慮し、教育長と学校長と協議して決定する。」に改めさせていただこうと思います。また運行経路が記載されております第3条第1項第1号から第4号までと、停留所が記載されております第4条を削るということを提案させていただきます。

教育長 よろしいでしょうか。

吾郷課長補佐 今走っているのは沢谷方面、君谷別府方面、君谷吾郷方面及び久保と滝原方面とありますし、今年度からは下校便につきましては惣森とか志君の方へ走っている便も作っております。児童の人数やバスの台数とか、業務委託しております駅チヨンさんの人員の関係もありまして、結構苦勞して作っております。できるだけそういった条件に沿うように、毎年邑智小学校の学校長さんと協議させていただきまして決定させていただければと思います。

教育課長 以前はルートと停留所が決められていて、そこに出てきなさいよということが、今はもうご家庭からの要望でできるだけ子供たちの家に近いところのルートに替えて欲しいと。毎年その状況に応じてルートも変更しておりますし、乗降場所も変わっておりますので、今の運用に併せて規則を改正をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

教育長 よろしいでしょうか。今子供たちが待っているのは停留所じゃないですね。

吾郷課長補佐 こちらが設定している停留所です。

教育課長 公共交通と必ずしも同じではない。

教育長 第4条の方も削除ということで。

兒島委員 ちなみに大和小とかはどうなっているんですか。

教育課長 大和小は基本公共交通に乗ってきております。

兒島委員 あれは公共交通のバス？スクールバスではないんですね。

難波委員 フリーで手を挙げて乗っています。

兒島委員 それに通っていないところの子供とかってというのは今あたりするんですか。それこそ交通機関のない。比之宮はあるのか。

教育課長 基本は川本美郷線。それとあとは布施線ですけども。比之宮に上がる線に関しては2・3年前にルートを延長して少し奥まで入ってもらうようになりました。基本は邑南町と繋ぐ線ですけども、そこからさらに支線に入ってもらって。子どもたちを乗せてというのも地域からのお願いもあってルート変更しております。基本は公共交通なので、毎年変えてくれという訳にはいかないです。

兒島委員 そうですね。比敷とか上手く回れているのかなと思ひまして。今吾郷さんが言われたように惣森とかの谷とか。公共交通で賄えるのかなと思ひます。

教育課長 お家の前を通してあげたいのはやまやまなんですけど、公共交通なのでそこはご理解くださいということで、保護者さん方はまあそうだよねと。いろいろ思いはあると思うんですけど。邑智小学校はいくらでもうちの前を通してくれるのに、なんで大和はダメなのということも正直言われるのは言われます。公共交通ということでご理解をいただくしかないんですけど。

教育長 一つご承認のほどよろしく申し上げます。(委員一同承認)では第4号「美郷町部活動検討委員会設置要綱の制定について」申し上げます。

教育課長 要綱の制定の資料の前に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」という資料を付けております。これをめくっていただきますと、後ろにつけておりますカラーの資料がタブレットの方にあると思います。お手元の資料にも白黒のものがございますけれども、タブレットの中の別添2、別添3という資料を開けていただくと、カラーページですので見やすいかと思えます。

文科省から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」ということで部活動のそもそもの意義、それが現在ではなかなか学校の中だけで部活動に対応していくということが難しくなっているというところから、「持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要」ということで、文科省が着手をしているということです。

改革の方向性としましては、そこに3点あげてございますけれども、その部活動が必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第1歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築する。休日にどうしても部活動をどうしてもやりたいという先生については、一般と兼業という形で取り組めるように構築しようと。3つ目はそもそもの休日における地域のスポーツ文化活動というものを、地域の側で実施できる環境を整備していこうというところを今打ち出しています。

その具体的な方策として、その下に1と2と上げてございますが、まず1の方で「休日の部活動の段階的な地域移行」を令和5年度以降段階的に実施していくということが表明されております。その中で具体的にはどういった対策をとっていくのかということで、休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保へ、それから2番目として保護者への費用負担等々、学校外ということになるとそこにかかる費用をどうするのか。それらのことを踏まえつつ、拠点校において実践研究をやっていきたいと思います。それを全国的な展開で実践研究をやっていって、5年度以降の段階的な地域移行への検証をしていこうということです。

2番目にありますのは「合理的で効率的な部活動の推進」ということで、合同部活動であったりICTの活用、それから地方大会そのものの規定、やっていこうとすることとその目指す上位大会のズレというのを埋めていかないとうまくいかないということで、そういったところも検討するということです。

この1と2を全国的に今年度来年度検証していくということで、1について各県全国で140箇所、島根県では都市部で1箇所、町村で1箇所ということで、その町村の部分を実郷町で取り組むということになりました。その次のところにスケジュールが載せてあります。国と都道府県の真ん中あたりに「地域部活動・合同部活動を推進するための実践研究の実施」ということで、これをやっていくということです。R3・R4の2年間で、うちは「合同部活動」ではなくて「地域部活動」の方です。戻っていただきまして、これが国から県に下りてきまして、県から市町に下りてくる事業なんですけど、今のカラーの資料の隣に「地域部活動活動推進事業」の計画書を載せております。これはタブレットにしか入っておりませんので、そちらの方をご覧ください。具体的に休日の部活動を実践していくにあたり、県の方に提出をしております計画書です。最初の計画書は2月ごろに出しまして、それから県から修正案が返ってきました。若干内容を今年度バージョンにしています。部活動の所属のパナーページであったりとか、文言の修正をしたのが今赤文字になっているところです。まだ計画書の確定バージョンではないですが、これが確定をして返ってきましたら本格的に県と委託契約をすることになっています。

児島委員 今実際邑智中学校のバレー部など外部コーチが入ってといったところで、外部コーチも現状聞いてはないんですが、常に来られるわけではなくて合間合間なので、どっちも関わりが難しいんじゃないかなと思っています。先生もなかなか言いにくい、外部コーチもたまにしか来ないので言いにくい、しかも何名か入っておられるようなこともあるので、少し難しい。指導していただけるのでありがたいなあと思っているのですが。大会もあるし、やっぱり一貫したものがあつたほうがいいのかなあと思ったりするんですが。部活と、今自主練と言っておりますが、部活が終わった後の部分も今は同じような考えでやっていただいていたりとということもあるので、その辺を上手に、カヌーのような形にもっていければすごくいいのかなと思います。

教育課長 ただ地域の負担というところが増えるので、ではその部分の費用負担をどうするのかということも当然出てくるんだと思うんです。ではその部分は保護者負担か？ということもありますよね。だから県の方は休日部活動は難しいと考えておられるみたいです。「部活動指導員を増やしていきます」ということを言っておられて。でも部活動指導員をあてられるところって、県立高校ぐらいですよ。市町の中学校はどうするのか。現状部活動指導員と言っても人材がない、じゃあ全部地域にと言われても地域もその基盤が薄い。うちではこればできるけれども、これ難しいんですということも検証の結果として上にあげていければと思います。考えておられるのは中央で、末端の市町の状況なんて見えてないんだと思うので、市町の状況を上げていく必要はあるのかなと思います。

児島委員・大草委員 そうですね。

教育課長 都会にはいくらでもスポーツクラブがあつて、そこに行けばいい。ただお金の負担はどうするかという問題はあるかもしれないですけど。

児島委員 受け皿はあるかもしれないですね。

教育課長 そういう環境すら整えられないところはどうしたらいいのか、どこまで努力ができるかということです。

難波委員 補助金的なものはこの事業について2年間？

教育課長 そうです。1年間140万です。それを経常的な経費にそれを当てていくと難しいので、部活動検討会議の委員さんの報酬であつたりとか、地域指導者で部活動をお願いしている方々への謝金もですね。こちらが例えば400時間で県に申請を上げて、県から下りてくるのは100時間程度しか認めてくれないのです。そうするとその足りない部分は市町から持ち出しになるので、そこ分に少しでもこの補助金を当ててと思っております。

難波委員 このメンバーは、カヌーは別として、地域指導者がおられて。このメンバーの中の下の4人の方には実際に今入っておられる？バレーとか…

教育課長 実際に指導には入っていただいています。バレーは高橋さんだけではなくて、もう一人烏田勝信さんという方がおられます。飯南町の方です。2人が地域指導者で入っていただくんですが、2人というのもまたたいしいですよ。

児島委員 2人で。しかもまた毎日ではないので。多分烏田先生が月曜日で高橋さんは週2回

やってもらっているのかな？最初は大会の時だけ来る人もいるとか、江津の方からと聞いたりもしたんですけど。大会の時だけ来られても困るよね？日頃来ていないのに、とかいう話もあったりしました。その後来られていないようです。

難波委員 それ謝金はどうしているの？

教育課長 教育委員会から謝金は払います。補助金枠もあって。ただその時間数に関しては、上限があります。

兒島委員 校長先生からも相談をもらったりして、僕も一人はおられるのかなと思ったら、「3人見つかりましたので」と言われて、「3人ですか？」と。入り替わり立ち代わりかと思って。

教育課長 人数が増えればいいってものではなくて・・・

兒島委員 それもちょっと大変ではないかと思って。もしあれだったらお一人の方が「こんな風にやっていけばいいよ」と言って、居られないときは先生が近いようなことをしてもらおうと一貫した感じになるのかなあとと思ってたら、ちょっと違ったみたいで。どんな感じかなあと。

教育課長 それで野球も末田さん、吉川さんの2人をお願いをしておられます。片方が町外の方なので。町内におられる方に入っていただきたいと思って名前を挙げています。どんな話になるのか、部活の話し合いの内容も様々でしょうし。

スポ少の他の競技はどうなんだという話にもなるんでしょうが、テニスとかバスケットとかサッカーとか。ただそれも一緒にここに入れてしまうと、收拾がつかないと思うんです。

今回は、あくまでも現在ある部活を休日移行するのであればというところをテーマに絞らせていただきます。当然その今後の部活動をどうするんだというところで、他の競技も出てくると思うんです。必要があればそういった方々もその時だけ入っていただいて、お話を聞くとかというようなことも、あってもいいのかなと思います。これに県の担当の方3名も会議には入っていただくことになっております。

兒島委員 なんかそんな感じで書いてありますね。事業説明も。

教育課長 県と事務局。部会にそれぞれ事務局から一人ずつつけて記録を取ったりしたいと思っております。

兒島委員 部会は競技ごとの部会みたいな感じになるんですかね。この保護者代表さんとかはどうそれに…。

教育課長 これも分けさせていただいて。校長先生方も。各競技に3人ずつぐらいはいるような形に分けさせていただくような計画にしております。

難波委員 やっぱり小学校の校長先生方も入っていないといけない？あんまり人数いっぱい増やしても思ったもので。PTAさんはおられていいと思うんですけど。小学校の校長さんはどうなんですかね。

教育課長 大きな問題なので、小学校の校長先生だけ蚊帳の外もどうかと思います。

教育長 (小学校も) 他人事と思わずに、かかわらせてたくて。ある時はいらないかもしれないですけど。

兒島委員 顧問がお二人入っておられるのは、他の部の顧問の先生が入るとかではなくて部活動の顧問の代表として三上先生と藤井先生がそれぞれですか。

教育課長 ここに全部の顧問の先生も入れるとすると、また学校に負担感が出るかなと思います。校長先生も出て部活の担当も出るとなると、それはしんどいかなという気がしまして。実際に指導に携われる方を中心にしました。

難波委員 いいんですか、野球とかバレーとか。

兒島委員 ただ部会なんかには現顧問がおられた方が良くと思います。そこを外して話が進んでいくと。現在顧問さんがどう思っているかどうかはわからないですけど、その部会には入っておられる必要があるのかなと思います。そこを外すと今実際顧問なのにといいところとか。平日の指導もあるのでそこは必要かなと思ったりもします。

教育課長 学校さんに聞いてみましょう。

兒島委員 どうかなあと思うんですが。

大草委員 男性ばかりですよ。女性の意見もと思うんですけどね。

難波委員 実際かかわっている方はそうですね。

教育課長 女性で入ってもらおうとすると、保護者さんの代表しかないです。

兒島委員 小学校なら女性がPTAの副会長に入っておられます。必ず女性が出るようになっている。邑智小も大和小も。中学校はみんな男性ですね。

難波委員 学校の保護者の代表を女性に全部。副会長は女性が1名いるんじゃないですか？

兒島委員 邑智中はおられないです。

教育課長 顧問の先生で女性を入れていくとか。

大草委員 そうですね。こういうところから改革していかないと、美郷町がなんか男世界になるようなと私は感じるから。その方が美郷町にとってもいいんじゃないかと思います。

兒島委員 そうですね。

教育課長 スポーツ活動に携わっている女性そのものが少ないですよ。

兒島委員 そうですね。スポ少の保護者会の代表とかだったら女性だったりするし、結構お母さん方がかかわったりするかもしれないですね。だれがどうなのかすぐわかりませんが、うちなんかでいえば女性ですね。

難波委員 保護者枠で部活動の保護者会長みたいなのもおられるんだと思うので。バレーは男性が主でやっておられるかもしれないけど。ほかの部活動なんかでも。

教育課長 人数がどんどん増えて…。予算的に膨らませられないので、今のこの人数で人を入れ替えていくしかできません。

兒島委員 保護者代表かな小中学校の。

難波委員 休日の送り迎えなんか細かいところは、どこの家庭もというわけではないけど、そういうお世話は実際お母さんがされますよね。

教育課長 今年度やるとすれば、例えば合同でやりましょうということになれば、ここの予算の中から車を出すという形になるかなと思います。具体的にそれがこういう形にやってみようというところになったときには、今度次の段階で保護者負担ということも出てくるかもしれません。

教育課長 難波委員さんと大草委員さんに入っていただくというのがありますね。どうしても女性が入らないんですよという話になったら、お二方をお願いするかもしれません。

教育長 スポーツ推進委員で女性の方はおられなかったですかね。

教育課長 いないです。前回何としても女性を入れようと言って1人入ってもらったことはあったんですけど、1回も出られたことはなく、もう負担感しかなくて。

教育長 構成メンバーはともかく、立ち上がるということで要綱ですね、2年間。これ2年で終わりですね？

教育課長 はい。

教育長 すごく難しい問題ですね、部活動は。

教育課長 原議員さんからも、ここ数年にわたって部活動についてみんなで話し合う場を設けてほしいと言われ続けています。これがそういった意味にもなるかなと思います。原議員さんには一番に入ってください。

教育長 委員長は原さんですかね。

教育課長 委員長やっていただきたいんですけど、「いやいや私はそういうのは合わないから」と言っておられました。

兒島委員 もうぜひぜひ。

教育課長 そのつもりで押していくつもりです。

兒島委員 お願いします。

教育長 部活動は親さんを巻き込みますので、泥沼化したらとんでもないことに。とんでもないことにならないように雰囲気よくやらないといけないなあと。でも大事なこれからの学校。ひょっとしたら学習指導から部活動という文字もいつか消えると思うんですけど。日本人にとって「部活動は文化」、伝統文化ですので、だからなかなかなくなるかもしれないですけど、まあ見守ってやってくださいませ。ありがとうございました。

それではその他報告事項1件、「新型コロナウイルス感染症対策について」お願いします。

教育課長 カラーで資料を準備しております。これは昨年こういった資料を提示させていただいたことがありますけれども、今年度になってからはございませんで、取り扱いとしては4月25日に出しておりますものが継続している状態です。基本的には方針は変わっておりません。学校の対応、赤文字になっているところは、最初は緊急事態宣言を出されたところを書いておったんですが、あまりにコロコロいろいろ地域が変わっておりますので、もうその時に緊急事態宣言なり、まん延防止等の重点措置がなされている地域、それと島根県知事が往来自粛を要請している地域というところを見ながら対応していただきたいということにしています。

基本的には、学校は「学びを止めない」というところがありますので、ただ地域の状況に応じては、学校関係で感染者が出ている場合なんかには一時的な休校措置を取るようになりますので、それは保健所等々の協議の上でその都度考えるということになります。一つ心配しておりますのは部活動でして、今週末の遠征につきましては邑智中学校では中止されたようです。総体前ですので、いろいろ町外県内の各所に練習試合に出かけるという予定になっておりまして、ちょっとそのあたり再度検討しつつ、感染状況を確認しつつ、対応するよにということを学校に伝えています。わたくしからは以上です。

教育長 次回の会議は6月の15・16日あたりでいかがでしょうか。

教育課長 では16日。6月16日水曜日ですね。1時半からということでお願いします。

教育長 それでは、第2回美郷町教育委員会終わりにしたいと思います。ありがとうございました。